監查委員公表第464号

平成20年8月28日付け監査第462号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成20年10月31日

 大分県監査委員
 阿
 南
 馨

 大分県監査委員
 姫
 野
 邦
 子

 大分県監査委員
 江
 藤
 清
 志

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(総務部)	三	血
日田県税事務 平成20年6月18日 指摘事項		
所	平成 20 年 7月 3日	個人県民税徴収取扱費において、算定を誤り過大
121	一,及 20 平 7 万 3 日	に交付していた事例が認められた。
		措置状況
		過去5年間遡及して調査を行い、平成16年度及
		び平成19年度において過大に交付した個人県民税
		徴収取扱費を返納させることとした。
		今後は、チェックをこれまで以上に強化し、再発
		防止に努める。
(土木建築部)		
	平成 20 年 4月 15 日から	指摘事項
所	平成 20 年 4月 17 日まで	受託事業収入において、市の負担金に係る調定の
	平成 20 年 4 月 22 日	遅延等、適正を欠く事例が認められた。
		措置状況
		受託事業の施行については、協定条項の確認を行
		うとともに、工事の進捗や負担金の調定等の進捗状
		況について、所内の情報を共有することなどにより
		適正な執行に努める。
	平成 20 年 5月 19 日から	指摘事項
所	平成 20 年 5月 21 日まで	公用車の管理において、著しく適正を欠く事例が
	平成 20 年 5 月 27 日	認められた。
		措置状況
		今後、適正に管理を行うため、職員の注意喚起を
十八十十五岁	T. Dan H. J. Dan E. S.	図ることなど指導を徹底し再発防止を行う。
	平成 20 年 5月 23 日から	指摘事項
所	平成 20 年 5月 27 日まで	急傾斜崩壊防止工事において、用地取得手続に適 正を欠く事例が認められた。
	平成 20 年 6 月 3 日	正と入く尹沙が硲められた。
		措置状況
		1月 直 仏代 未登記地の登記手続を進めるとともに、今後は、
		用地事務取扱要領等を遵守し適正な事務処理を行
		「
1		ノ o